

令和6年度合志市環境保全審議会次第

日時：令和6年8月7日（水）

午前10時～

場所：合志市役所 2階 庁議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 挨拶

4 委員紹介

5 環境保全審議会の役割について

6 議題

（1）令和5年度市内環境測定結果について（資料1）

※委託先 株式会社東洋環境分析センター

- ・令和7年度の市内環境測定の実施について（資料1-2）

（2）令和5年度公害関係通報一覧について（資料2）

（3）その他（資料3）

6 閉会

合志市環境保全審議会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、合志市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる環境保全に関する基本事項を調査審議する。

- (1) 大気汚染に関すること。
- (2) 水質汚濁に関すること。
- (3) 騒音に関すること。
- (4) 振動に関すること。
- (5) 悪臭に関すること。
- (6) 土壌汚染に関すること。
- (7) 地盤沈下に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 企業及び団体の代表者
- (3) 住民を代表する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の出席で成立する。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、年1回とし、必要に応じて開催する。

(代理出席等)

第7条 第3条第2項第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員に事故等があるときは、その者の職務上の代理者をして審議会の会議に出席させ、又はその委員の職務に当たらせることができる。ただし、職務上の代理者は、会長が認めたものとする。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(調査委員)

第9条 審議会に専門事項を調査させるため、調査委員を置くことができる。

2 調査委員は、審議会委員以外の学識経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 調査委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

令和5年度 市内環境測定結果について

【土壌・大気・牛乳・地下水・河川水の調査委託先】

株式会社 東洋環境分析センター 熊本営業所

①メッキ工場に関する調査

下記のとおり調査した結果、指定基準値以下となっており、安全上問題ありません。

合志技研工業株式会社は、昭和50年に蓬原工業団地に進出した企業です。同年9月に旧合志町及び旧西合志町との間に公害防止協定を締結されております。

また、昭和59年8月には、メッキ工場の増設に伴い、新たに公害防止協定を締結しております。

市では、この公害防止協定に基づき、六価クロム、全クロム、及びクロム酸の測定を行い、住民の健康を守るとともに、工場の安全性の確認を行っています。

土壌検査 令和5年12月26日 蓬原工業団地を中心とした5地点

大気中クロム酸検査 令和6年 2月14日 市内工場1箇所

・土壌

採取方法 工場周辺の定点採取

基準値：土壌汚染に係る環境基準。六価クロムは、0.05mg/kg以下。

(単位：mg/kg)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	採取場所
項目	六価クロム			
No.1	0.005未満	0.005未満	0.005未満	工業団地の北角
No.2	0.005未満	0.005未満	0.005未満	工業団地の東角
No.3	0.005未満	0.005未満	0.005未満	工業団地の南角
No.4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	工業団地の西角
No.5	0.005未満	0.005未満	0.005未満	工業団地の中央

■六価クロム化合物

クロム化合物で代表的な六価クロムとしては、三酸化クロムやニクロム酸カリウムなどがあり、酸化剤やメッキ等に用いられている。

接触により皮膚炎、潰瘍などを起こすほか、発がん性、鼻中隔穿孔などの障害が知られている。

■クロム

クロムは耐蝕性、耐摩耗性にすぐれ、ステンレス鋼の重要成分である。自然界に広く分布しており、クロム自体は無害で、生体に必要な金属であると言われている。

人の一日の摂取量は、0.03～0.1mgで、おもに肉や野菜から摂取しているといわれ、不足しても健康障害が起こると言われている。

・大気

下記のとおり調査した結果、基準値以下となっており安全上問題ありません。

検査数 令和6年2月14日 年1回 市内工場1箇所

採取方法 工場の稼働時間中に工場のクロムメッキ槽からの排気を排気口から採取

基準値 法基準はなし。クロム酸は協定により、0.01mg/Nm3以下に設定

測定結果

⑫合志技研

(単位:mg/Nm3)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目	クロム酸		
測定値	0.001未満	0.001未満	0.001未満

・牛乳

下記のとおり調査した結果、基準値以下となっており安全上問題ありません。

検査数 令和5年12月26日 年1回 市内牛乳集積所1箇所

採取方法 熊本酪農業協同組合、菊池地域農業協同組合から収集コースの指定を受け採取

基準値 法基準はなし。参考・・・六価クロムの水道基準は、0.02mg/l

(単位:mg/l)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目	六価クロム		
黒石原地区	0.005未満	0.005未満	0.005未満
福原地区	0.005未満	0.005未満	0.005未満
原口地区	0.005未満	0.005未満	—
栄地区	—	—	0.005未満

・地下水

下記のとおり調査した結果、基準値以下となっており、安全上問題ありません。

検査数 年1回2箇所を実施(⑩元気の森公園 令和5年10月30日 ⑪蛇ノ尾公園 令和5年10月30日)

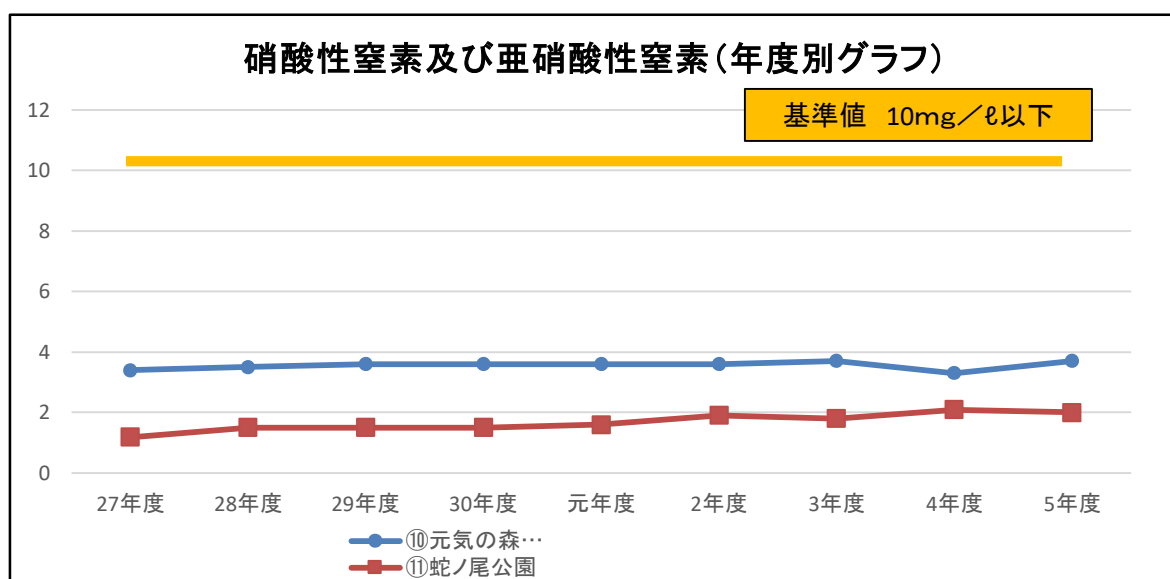
(井戸の深度 ⑩元気の森公園 120m ⑪蛇ノ尾公園 110m)

採取方法 公園の地下水採取

基準値 地下水の水質汚濁にかかる環境基準

単位:mg/ℓ

項目	基準値	⑩元気の森公園			⑪蛇ノ尾公園		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ 以下	3.7	3.3	3.7	1.8	2.1	2.0
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下						
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下						
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下						
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下						
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下						
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下						
チウラム	0.006mg/ℓ以下						
ほう素	1mg/ℓ以下						
全シアン	検出されないこと	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
鉛	0.01mg/ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
砒素	0.01mg/ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
六価クロム	0.02mg/ℓ 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満



・河川水

検査数	年2回 9地点調査（令和5年10月30日、令和6年2月16日）
採取方法	市内河川（調整池）の定点採取
基準値	生活環境の保全に関する環境基準：pH、DO、BOD、SS 生活環境に係る項目の排水基準：窒素含有量、燐含有量、六価クロム、ふっ素 人の健康の保護に関する環境基準：六価クロム、ふっ素

基準値を超えている箇所を黄色で着色しています。

令和5年度採水日
上段：採水1回目（R5.10.30）
下段：採水2回目（R6.2.16）

・生活環境の保全に関する環境基準

項目	基準値	①塩浸川 （旧合志方面）		②上庄川 （村上橋）		③塩浸川 （旧西合志方面）		④堀川 （杉並台）		⑤堀川 （須屋）		⑥上生川 （三菱電機裏）		⑦上生川 （上生橋下）		⑧上生川 （大坪橋下）		⑨日向川	
		4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
水素イオン濃度 （pH）	6.0～8.5	7.7	7.9	7.6	8	7.5	7.6	8.1	8	8.2	8.1	7.1	7.2	7.6	7.4	7.1	7.1	8.9	7.2
		8.0	7.8	7.7	7.8	7.5	7.5	8.6	8.8	9.1	9.8	7.1	7.2	7.6	7.5	7.1	7.1	9.2	8.3
溶存酸素量 （DO）	2mg以上	9.7	10.0	8.4	8.1	8.0	7.7	9.6	10.0	10.0	10.0	7.4	8.0	9.1	8.8	8.3	8.5	10.0	8.0
		12.0	9.6	8.9	6.9	9.4	8.4	15.0	17.0	17.0	19.0	8.0	8.1	10.0	9.5	9.4	8.7	15.0	12.0
生物化学的酸素要求量 （BOD）	8mg/ℓ以下	1.7	1.3	4.3	15	0.6	1	0.5	0.7	0.8	0.8	4.2	4.7	1.9	2.7	3.3	2.1	1.3	4.7
		1.5	4.7	9.3	12	0.8	0.5	0.9	1.6	8.2	3.3	1.7	2.5	3.3	1.4	2.6	1.6	1.8	1.9
浮遊物質 （SS）	100mg/ℓ以下	11	2	20	8	1	1	6	6	10	7	2	2	3	3	3	4	1	2
		2	3	15	10	1	1	1未満	1	3	4	4	2	1	2	7	4	1	1

・生活環境に係る項目の排水基準

項目	基準値	①塩浸川 （旧合志方面）		②上庄川 （村上橋）		③塩浸川 （旧西合志方面）		④堀川 （杉並台）		⑤堀川 （須屋）		⑥上生川 （三菱電機裏）		⑦上生川 （上生橋下）		⑧上生川 （大坪橋下）		⑨日向川	
		4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
窒素含有量 （T-N）	120mg/ℓ以下 （日平均60mg/ℓ以下）	1.4	1.4	8.2	28	4.2	1.3	0.83	0.85	0.86	0.88	12	12	7.2	11	12	19	3.5	3.6
		1.7	2.3	16	24	1.6	24	1.5	2.2	3.4	4.8	19	16	10	13	20	14	2.4	3.9
全燐 （T-P）	16mg/ℓ以下 （日平均8mg/ℓ以下）	0.090	0.055	0.41	1.5	1.4	1.7	0.092	0.11	0.10	0.12	0.24	0.52	0.14	0.33	0.25	0.57	0.69	0.65
		0.041	0.080	0.72															

【環境測定に係る物質説明】

○六価クロム

強い酸化作用から皮膚炎や腫瘍の原因となる。主な用途である印刷やメッキ産業で現在も使用されているため敷地内で汚染が度々問題となっている。低濃度で少量の六価クロムが地中に放置された場合、地中のいたるところに膨大に生息する微生物と接触することで、短時間で安全な三価クロムに変わるため問題は無いとされる。しかし、高濃度で大量に放置された場合は、微生物を全滅させてなお長期間残留するため、粉末になって飛散したり、地下水汚染の原因となる。

○クロム酸

強力な酸化剤

○水素イオン濃度 pH

数値は1～14 までであるが、 $\text{pH} = 7$ （中性）、 $\text{pH} < 7$ （酸性）、 $\text{pH} > 7$ （塩基性、アルカリ性）。環境状況を知るための目安。

○硝酸性窒素、亜硝酸性窒素

窒素肥料と家畜排泄物成分の地下水浸透が原因。通常摂取する程度では人体に有害ではないが人の体内で亜硝酸性窒素に変化すると、乳児の酸素欠乏を引き起こしたり、強力な発がん性物質であるニトロソ化合物の生成に関与する恐れがある。

○全シアン

消化管粘膜の腐食、血液に対する作用、酵素活性の阻害、呼吸中枢を冒すなどがあげられる。症状としては、吸入、内服後、数秒～1 分程度で、失神、痙攣、呼吸麻痺が生じ、死亡する。

○鉛

腹痛や貧血などの『鉛中毒』の症状が現れ最終的には骨と結びついて長く人体に蓄積されます。特に幼児の『慢性鉛中毒』は、脳の成熟障害が強く、精神薄弱や骨発育障害などを引き起こす。

○ヒ素（ヒソ）

消化管の刺激によって、吐き気、嘔吐、下痢、激しい腹痛などがみられ、場合によってショック状態から死に至る。慢性症状は、剥離性の皮膚炎や過度の色素沈着、骨髄障害、末梢性神経炎、黄疸、腎不全など。慢性ヒ素中毒による皮膚病変としては、ボーエン病が有名である。単体ヒ素及びヒ素化合物は、毒物及び劇物取締法により医薬用外毒物に指定されている。

○総水銀

中枢神経・内分泌器・腎臓などの器官に障害をもたらし、口腔・歯茎・歯にも損傷を与える。高濃度の、もしくは低濃度であっても長時間水銀の蒸気にさらされると、脳に障害を受け、

最終的には死に至る。水銀およびその化合物は、特に胎児や幼児に対して有毒である。妊娠した女性が水銀に被曝した場合、発生障害を持った子供が生まれることがある。

○溶存酸素量 DO

大気中から水に溶解している酸素の量。水中の生物も人間と同じように酸素を必要とするため、溶存酸素量が減少すると水中の好気性微生物の活動が鈍り、腐敗臭が発生するなど河川などの自然浄化作用が働かなくなる。

○生物化学的酸素要求量 BOD

微生物が有機物を分解するのに必要な酸素の量。高いと水中の酸素量が減り、分解が進まず腐敗した状態になる。赤潮など。

○浮遊物質 SS

SSの多い水は透明度が下がり藻類の光合成を阻害する。また、汚濁の進んだ水では有機体のSS比率が高くなり、その有機物の分解に酸素が消費されるため生態系に大きな影響を与える。

○窒素

生物には重要でアミノ酸などあらゆるところに含まれる。分解すると生態に有害なアンモニアとなるが動物は窒素を無害で水溶性の尿素に代謝している。しかし貯蔵できないためそのほとんどは尿として排泄している。

○磷（リン）

化学肥料の原料として使われる。リン酸イオンの数値が高いほど富栄養化しており、赤潮などの原因となる。

○ふっ素

特異臭のある黄緑色の気体。飲料水としてふっ素を長期的に摂取する影響として、はん状歯の発生などがある。（※はん状歯：歯に褐色の斑点や染みができる症状。）

○カドミウム

気管支炎や間質性肺炎、肺水腫を招く。粉塵を吸い込むと短期間で気道や腎臓に問題を生じ、多くは腎不全により死の危険を招く。大量のカドミウムを摂取すると急性中毒を引き起こし肝臓や腎臓を損傷する。カドミウム化合物には発がん性もある。イタイイタイ病の原因。

○アルキル水銀

水銀原子にアルキル基（メタン系炭化水素から水素原子 1 個を除いた残りの原子団の総称。一般式 $-C_nH_{2n+1}$ ）が共有結合した化合物の総称。メチル水銀、エチル水銀などがあり、メチル水銀は水俣病（みなまたびょう）の原因物質とされている。

飲用井戸水・河川水に関する水質調査の結果について（有機フッ素化合物（PFOS・PFOA））

※以下、市ホームページより（最終更新日：2024年6月21日）

令和5年10月から12月にかけて市民の皆様の不安を取り除くため、今年度に限り、希望される方を対象として、個人所有の飲用井戸水を対象に有機フッ素化合物の一種であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とペルフルオロオクタン酸（PFOA）の水質調査を実施しました。

その結果、すべての地点で国が定める指針値（暫定）超過は認められませんでした。詳しくは以下のとおりです。

(R5. 12. 25) 飲用井戸水に関する水質調査結果について（有機フッ素化合物（PFOS・PFOA））
（PDF：393.7キロバイト）

・令和6年2月20日公開分

令和6年1月10日、合志市内の河川水を対象にPFOS及びPFOAの水質調査を実施しました。

その結果、すべての地点で国が定める指針値（暫定）超過は認められませんでした。詳しくは以下のとおりです。

(R6. 2. 20) 河川水に関する水質調査結果について（有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA））
（PDF：489.8キロバイト）

有機フッ素化合物とは

有機フッ素化合物は、独特の性質（水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しない等）を持ち、撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤等に用いられてきた化学物質です。

環境省は令和2年度に有機フッ素化合物の一種であるPFOS及びPFOAを要監視項目※1に位置づけ、公共用水域及び地下水における指針値（暫定）を50ナノグラム/リットル（PFOS及びPFOAの合算値）と決めました。

※1 人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、平成5年3月に設定されたものです

有機フッ素化合物（PFOS 及び PF0A）の水質調査結果について

令和 5 年 1 2 月
環境衛生課

1. 概要

令和 5 年 10 月から 12 月にかけて、個人所有の飲用井戸水を対象に PFOS 及び PF0A の水質調査を実施しました。

調査の結果、「指針値（暫定）」（50ng/L）超過は認められませんでした。

※50ng/L=0.00005mg/L

（1）採水時期：令和 5 年 10 月 30 日から令和 5 年 12 月 8 日

（2）調査項目：PFOS（ピーフォス）及び PF0A（ピーフォア）

（3）調査地点：38 地点

2. 各地点の調査結果

	PFOS 及び PF0A の 合算値 [ng/L]	PFOS [ng/L]	PF0A [ng/L]
元気の森公園	4 未満	2 未満	2 未満
蛇ノ尾公園	4 未満	2 未満	2 未満
幾久富地区	4 未満	2 未満	2 未満
上庄地区 (3 地点)	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
栄地区	10	2 未満	8
御代志地区 (3 地点)	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
合生地区 (15 地点)	4 未満	2 未満	2 未満
	5	3	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	6	2 未満	4
	33	2 未満	31
	4	2 未満	2
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
上生地区	4	2 未満	2

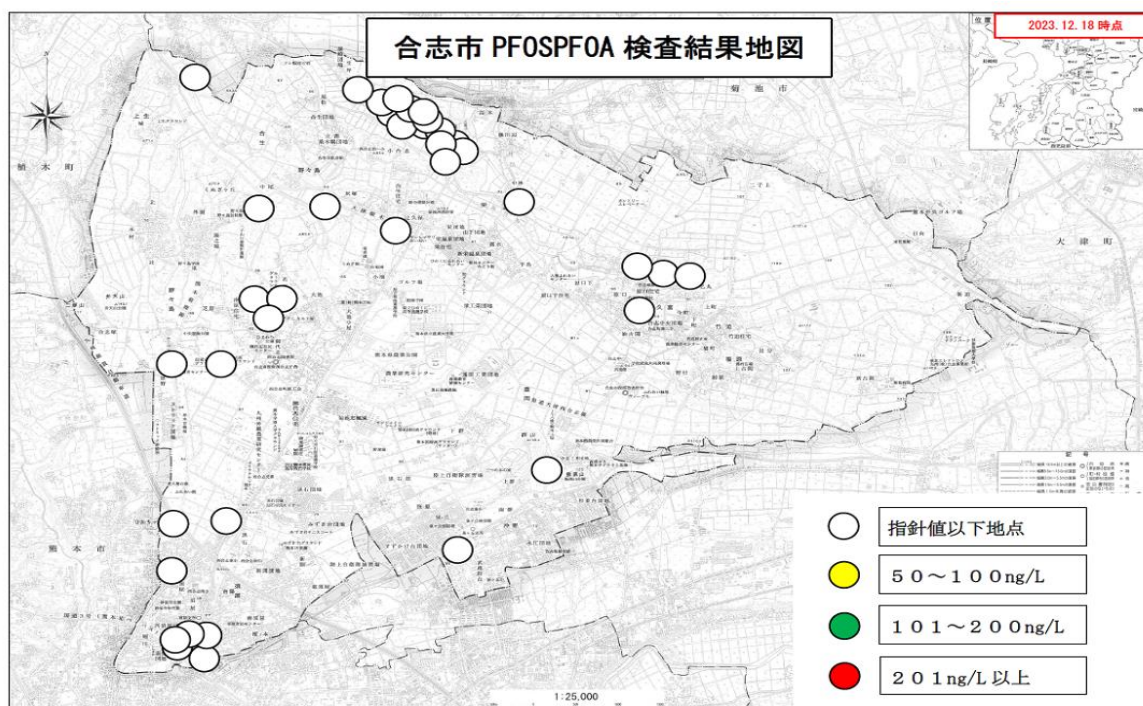
※報告下限値：4（測定値が4未満の場合は全て「4未満」と記載）

	PFOS 及び PFOA の 合算値 [ng/L]	PFOS [ng/L]	PFOA [ng/L]
須屋地区 (8 地点)	4	2 未満	2
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
野々島地区 (4 地点)	8	3	5
	4 未満	2 未満	2 未満
	4 未満	2 未満	2 未満
	10	2 未満	8

※備考

- ①PFOS 又は PFOA の「2ng/L 未満」は報告下限値未満のことであり、測定値が2 未満の場合は全て「2ng/L 未満」とみなされる。
- ②PFOS 又は PFOA が片方のみ「2ng/L 未満」の場合、PFOS 及び PFOA（合算値）の算出は、「2ng/L 未満」＝“2”として合算される。

3. 地図



4. 今後の対応等

- ①個人所有飲用井戸については、今回全ての地点において「指針値（暫定）」未満であったため、次年度において市で調査を実施する予定はありませんが、国や県、他市町村の動向を踏まえ、今後も継続し注視していきます
- ②定点観測地点は次年度以降も調査を継続する予定です（定点観測地点：元気の森公園、蛇ノ尾公園）

<参考>

「指針値（暫定）」

- ・「体重 50kg の人が一生涯毎日 2L 飲用しても問題ない」とされる値で「PFOS 及び PFOA の合算値で 1 リットル当たり 50 ナノグラム以下」とされています。

（PFOS 及び PFOA の主な用途）

- ・ PFOS:半導体工業（反射防止剤）、金属メッキ、フォトマスク（半導体、液晶ディスプレイ）、写真工業（写真用コーティング）、泡消火剤
- ・ PFOA:撥油・撥水加工（繊維、食品包装紙、皮革、防護服、石材）、医療（埋込型医療機器）、電子基板、自動車（Oリング、Vベルト）、フローリング（床用ワックス）

河川水に関する水質調査結果について（有機フッ素化合物（PFOS 及び PF0A））

令和 6 年 2 月
環境衛生課

1. 概要

令和 6 年 1 月 10 日、合志市内の河川水を対象に PF0S 及び PF0A の水質調査を実施しました。
調査の結果、「指針値（暫定）」（50ng/L）超過は認められませんでした。

※50ng/L=0.00005mg/L

- （1）採水時期：令和 6 年 1 月 10 日
- （2）調査項目：PF0S（ピーフォス）及び PF0A（ピーフォア）
- （3）調査地点：9 地点

2. 各地点の調査結果

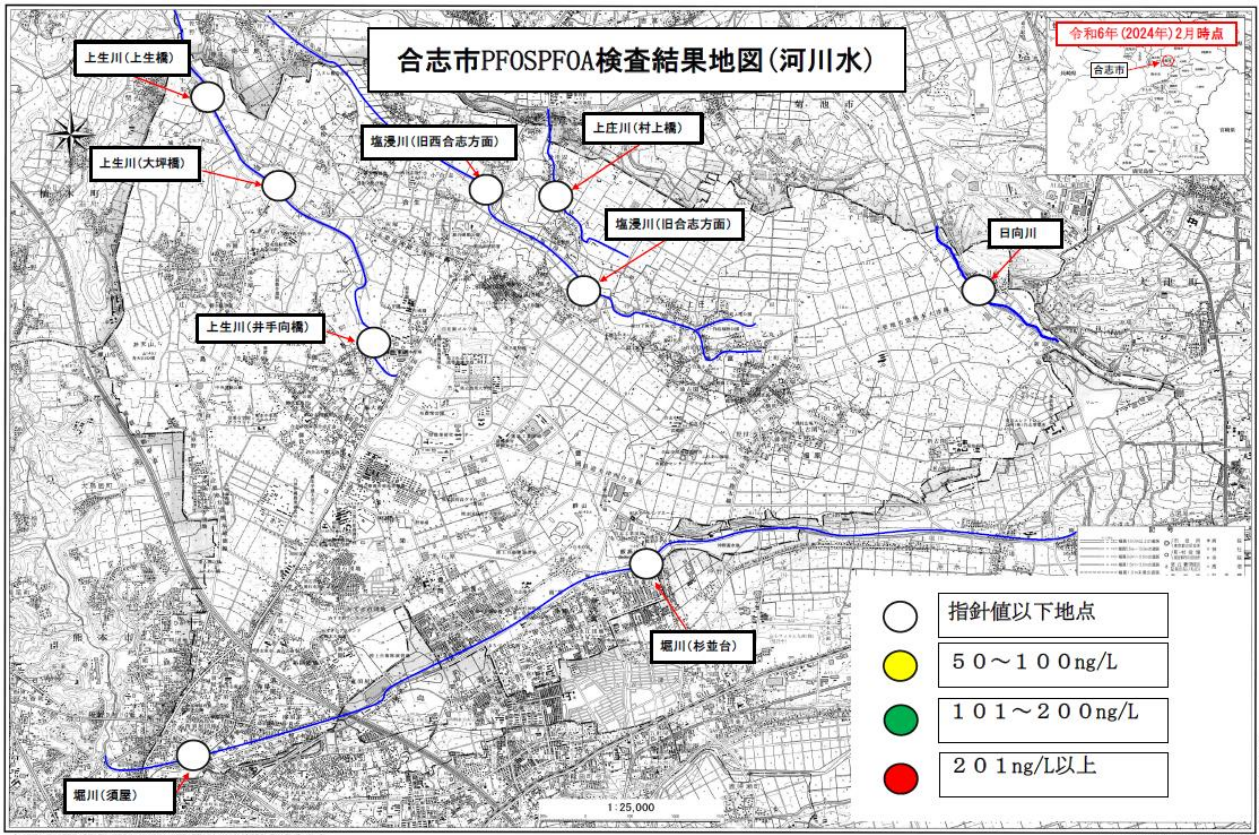
	PF0S 及び PF0A の 合算値 [ng/L]	PF0S [ng/L]	PF0A [ng/L]
塩浸川 （旧合志方面）	5	2 未満	3
塩浸川 （旧西合志方面）	4 未満	2 未満	2 未満
上庄川 （村上橋）	4 未満	2 未満	2 未満
上生川 （上生橋）	27	2 未満	25
上生川 （大坪橋）	22	2	20
上生川 （井手向橋）	20	2	18
堀川 （須屋）	8	2 未満	6
堀川 （杉並台）	4	2 未満	2
日向川	5	2 未満	3

※報告下限値：4（測定値が 4 未満の場合は全て「4 未満」と記載）

※備考

- ①PF0S 又は PF0A の「2ng/L 未満」は報告下限値未満のことであり、測定値が 2 未満の場合は全て「2ng/L 未満」とみなされる。
- ②PF0S 又は PF0A が片方のみ「2ng/L 未満」の場合、PF0S 及び PF0A（合算値）の算出は、「2ng/L 未満」＝“2”として合算される。

3. 地図



<参考>

「指針値(暫定)」

- ・「体重 50kg の人が一生涯毎日 2L 飲用しても問題ない」とされる値で「PFOS 及び PFOA の合算値で 1 リットル当たり 50 ナノグラム以下」とされています。

(PFOS 及び PFOA の主な用途)

- ・ PFOS: 半導体工業(反射防止剤)、金属メッキ、フォトマスク(半導体、液晶ディスプレイ)、写真工業(写真用コーティング)、泡消火剤
- ・ PFOA: 撥油・撥水加工(繊維、食品包装紙、皮革、防護服、石材)、医療(埋込型医療機器)、電子基板、自動車(Oリング、Vベルト)、フローリング(床用ワックス)

議題（１） 令和 7 年度の市内環境測定の実施について

① 有機フッ素化合物（総称：PFAS）の PFOS と PFOA 調査の終了について

② その他合志市独自の予算で実施している調査の継続について

（１）牛乳調査

（２）河川

（３）地下水

（４）土壌分析と大気分析

管理番号	受付年月日	件名	場所(大字)	申立内容	処理内容	処理経過
mm	R5.4.27	屋外燃焼行為	福原	2軒隣の家で燃焼行為をしており、煙の臭いや灰に迷惑しているので対応してほしい。	燃焼行為者に対して、チラシ「野外燃焼は法律で禁止されています！」を交えて直接指導。	渋々納得された。
2	R5.6.9	不法投棄	福原	大量のごみが不法投棄されている。パトロールなどを実施し対応すべきではないか。	現地確認を行った。	年間5回の不法投棄パトロール及び通報を受けてからの現地確認を行っている。
3	R5.6.26	屋外燃焼行為	豊岡	農作業の際に、煙で喉や目が痛くなるため対応してほしい。	芝業者による燃焼行為であり市職員に問い合わせがいたため当該職員から指導。	芝事業をおこなっているので完全にやめるのは難しいとのことであったがペットボトルも燃焼していたため燃焼行為が禁止されていると指導し、納得された。
4	R5.9.22	屋外燃焼行為	御代志	午前6時30分頃に隣宅が燃焼行為をしており、窓を開けたまま寝ていたため、煙を吸って喉に痛みがある(頭痛あり)。市でどうか指導してもらえないか。	市で燃焼行為の指導をしているとお伝えしたうえで、早期で市の時間外であれば警察にご相談いただくよう説明。	今後、同様のことがあれば警察に相談するとのこと。
5	R5.10.25	騒音・振動	須屋	隣の敷地で解体工事を行っており、1週間以上午前8時から午後5時までずっとコンクリートを機械で叩き壊す音が鳴り続けておりうるさい。市で対応してほしい。	現地を確認し騒音が確認できたため、直接責任者へ近所から苦情が入っている旨説明し、近所に挨拶及び説明に行くなど考慮してもらうようお願いした。	責任者からは、明日ぐらいで終わる予定との話を受けた。
6	R5.10.26	屋外燃焼行為	幾久富	近所の住宅敷地内でものを燃やしているので指導してほしい。	現地を確認したところ、煙が上がってはいないものの、燃えカスとレジ袋に入ったごみが複数置いてあることが確認できた。また、ブロックで囲まれた焼き場のようなものが確認できたため直接指導。	敷地に置いてある袋に入ったごみはどうするのか尋ねたところ、明日ゴミの日のため置いていただけとのことであった。現在は、法律で屋外燃焼行為が禁止されていることを説明した。
7	R5.10.30	屋外燃焼行為	合生	30分前からパチパチと物を燃やす音が聞こえたため遠目で確認したところ、草を集めて燃やしている。最近空気が乾燥し、ほやが多いため原因者に注意してほしい。	現地を確認したところ、燃焼行為が確認できたため指導した。	自宅の畑の草を燃やしており、周りもみんな燃やしているといわれたが基本的に周囲の方に悪影響を及ぼす場合は燃やしてはいけないとお伝えし、納得していただけた。
8	R5.10.31	屋外燃焼行為	御代志	近所の住宅敷地内でものを燃やしているので市から直接指導してほしい。	現地確認したところ、自宅敷地内で穴を掘り芝くずを燃やしていたため所有者宅を訪問し直接指導。	すぐに納得していただけた。近所も敷地に草を集めているのでやがて燃やすと思うと情報提供あり。
9	R5.11.9	屋外燃焼行為	豊岡	牛舎の方より、近くで屋外燃焼行為があっているので対応してほしい。	現地確認し、芝業者所有の車が停まっていたため事務所に直接訪問し、屋外燃焼行為が禁止されていること、誰もそばにいないこと、よそから芝を持ってきていることについて指導を行った。	※以前(R5.6.26)にも指導していた業者であった。
10	R5.11.22	不法投棄	須屋	電柱の周りに定期的にたばこの吸い殻が捨ててあるため対応してほしい。	市で看板を設置するため様子を見てほしいとお伝えした。	環境衛生課で作成した看板を建設課に設置してもらうこととした。
11	R5.12.4	屋外燃焼行為	福原	2軒隣の家が燃焼行為を行っているため中止してほしい。 ※過去にも何度か市へ通報あり	現地周辺でものを燃やしているような臭いが漂っており、過去に指導した原因者宅を確認したところ、敷地内で樹木の焼却を確認できたため直接指導。	指導に対して、反論を繰り返していたため、周りの人が煙で困っており今後も続くようであれば警察を交えて対応する旨伝えた。
12	R5.12.7	騒音・振動	豊岡	近所の工場で重機を動かす音が非常にうるさくて迷惑しているので指導してほしい。 ※過去にも市へ通報あり	原因者(当該工場)に架電し、近所から苦情を受け付けたことを伝えただうえで、可能な範囲で騒音が発生しないように気を付けていただくようお願いした。	原因者より、プレス機の導入や防音シートを整備したとの報告あり。その旨、相談者にお伝えしたところ納得された。
13	R5.12.26	屋外燃焼行為	幾久富	毎朝、同じ時間にタイヤを焼くような臭いがして臭いため指導してほしい。	現地を確認したところ、会社敷地内で燃焼行為が行われていたため、事務所の方に近隣から苦情が入っていることをお伝えし、屋外燃焼行為が法律で禁止されている旨伝えた。	原因者に納得していただけた。
14	R6.1.17	屋外燃焼行為	合生	燃焼行為が行われているため現地を確認してほしい。	現地へ行ったところ到着時にも燃焼行為が行われており、竹、草、ゴミ、タイヤ、がれき等があり竹と草を焼却されていたため、屋外燃焼行為は禁止されている旨お伝えした。	竹の根に関しては、受入先がなく焼却するしかないといわれたため確認したところ受け入れを行っている業者があったため活用するよう指導し、納得された。
15	R6.1.26	屋外燃焼行為	野々島	匿名にて、屋外燃焼行為の通報あり。	敷地外から確認したところ、敷地内にドラム缶と中に燃焼したであろう炭があった。また、周囲を確認したところ煙があがっていたため直接指導。	原因者に納得していただけた。
16	R6.2.26	不法投棄	野々島	道路沿いに不法投棄されたごみがあり困っているため対応してほしい。	現地を確認し、空き瓶、空き缶、弁当ガラなどが投棄されていた。不法投棄者を捕まえたいとのことであったため警察に動いてもらうしかないとお伝えした。	廃棄物の中に、廃棄者が特定できる書類があったため、警察が投棄者を特定し、現場のごみ拾いを実施した。

管理 番号	受付年月日	件名	場所(大字)	申立内容	処理内容	処理経過
17	R6.2.28	屋外燃焼行為	栄	道向かいの敷地内でプラスチック皿などを庭で燃やしている ようなので指導してほしい。	現地到着時、燃焼行為が行われており付近に原因者がいたため直接 指導を行った。	他のところもしているだろうと言われたが、その際にも市で対応してい る旨伝えたところ、納得された。
18	R6.3.5	不法投棄	栄	川にコンビニ袋に入ったごみが捨てられている。不法投棄の 看板をガードレールに取り付けられないだろうか。	県維持管理課に連絡したところ、ガードレールへの看板の設置は許 可できないとのことであった。	通報者に連絡し看板設置が困難である旨説明したところ、しばらく様 子を見てみるとのことであった。
19	R6.3.6	騒音・振動	須屋	保育施設の給食室上にあるダクトへ雨が当たる音がうるさく 困っているため、対応してもらえないか。	民事トラブルであるため、行政として対応はできない旨伝えたくて子 育て支援課及び保育施設に連絡し対応をお願いした。	雨の日に確認してみますとのことであった。また通報を受けた際には 相談する旨お伝えした。
20	R6.3.21	屋外燃焼行為	栄	毎週のように燃焼行為を行っているとの通報あり。 ※約10年ほど前に直接注意したがそこから関係が悪くなっ てしまった。広報こうし(R6.1月号)の記事を見て市に連絡し た。	現地を確認したところ、燃焼行為は確認できず、臭いも一瞬した程度 であった。	周囲のパトロールをおこなった。
21	R6.3.28	屋外燃焼行為	野々島	乗馬クラブで半年ほど前からほぼ毎日、終日何かを燃やし ているので指導をお願いしたい。 ※窓を閉めていたも煙が入ってくる。子供の健康にも心配。	現地確認時、燃焼行為が行われていたため直接指導をおこなった。 ※おがくずや馬の糞を燃やしていた。	燃焼行為が禁止されている旨伝えたところ、納得していただけた。

焼却(野焼き) 14件
不法投棄 4件
騒音・振動 3件

硝酸性窒素対策等の推進について

1 地下水中の硝酸性窒素対策に係る熊本県基本計画（「県基本計画」）の策定

県内の硝酸性窒素対策の推進を図るため、県基本計画を令和5年度に策定。

【お願い】

県基本計画では、荒尾・熊本地域に該当する市町村だけでなく、全市町村が対象となります。

各市町村は、地域の状況に応じた個別の計画策定等に取り組んでいただくこととなります。（県は市町村の計画策定を支援）

つきましては、県では、市町村が個別の計画策定等に取り組むことができるよう、これまで蓄積された地下水データ等を基に、各市町村の濃度の状況や必要な対策等について、今後、詳細かつ分かりやすく情報共有させていただきますので、県が提供する結果を基に地域の状況について把握いただくとともに、今後の取り組みについてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



※2 水道未普及地域で半径500m以内に複数箇所

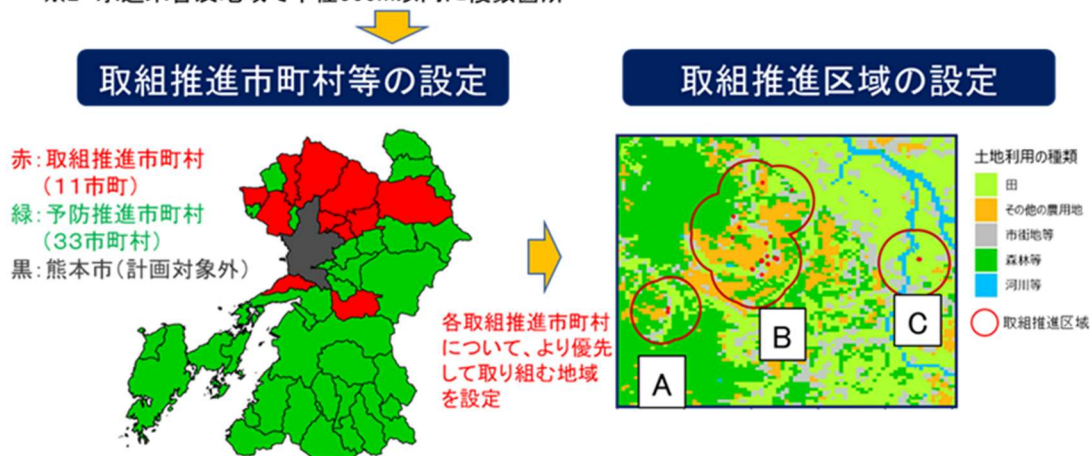


図 取組推市町村等一覧

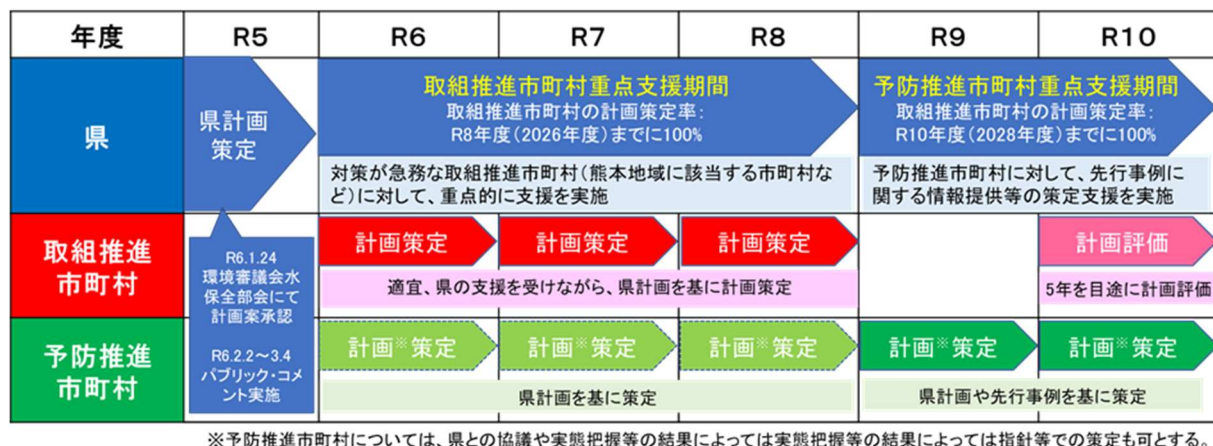
図 取組推進区域及び土地利用状況(例)

取組推進市町村：荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、阿蘇市、合志市、美里町、和水町、大津町、菊陽町

図：県基本計画における県内市町村の分類



図：各市町村の個別計画における計画策定の流れ及び取組内容等



図：県基本計画における市町村個別計画の支援スケジュール

